

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

吉川市では、吉川市男女共同参画推進条例における7つの基本理念に基づき、本計画の基本理念を設定します。

すべての男女が、自分らしく生きることができるまちをめざして

すべての男女が、個人としての人権を尊重しつつ、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、自らが望む個性と能力を発揮できるあらゆる分野に、対等に参画できるまちをめざします。

基本理念

吉川市男女共同参画推進条例から

市、市民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

- (1) 男女の個人としての人権を尊重し、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動に対等な参画ができるようにすること。
- (5) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれるようにすること。
- (6) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関して理解し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国際的な視点に立ち、国際社会における男女共同参画に関する取組と協調して行われること。

第2節 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

男女平等意識を高め、互いを尊重し、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、男女共同参画の意識を育みます。

基本目標Ⅱ 男女共同参画の環境づくり

男女がともに健やかに暮らしながら、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参画し、生涯を通じて充実した生活を送ることができる環境をつくります。

基本目標Ⅲ 男女共同参画推進の体制づくり

市民、団体、企業、行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、総合的・計画的に施策を推進します。

基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力のない社会づくり

～吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画～

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するため、DV防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進に努めます。

第3節 施策の体系

基本理念

すべての^{ひと}男女が、自分らしく生きることができるまちをめざして

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

- 1 男女共同参画に関する啓発
- 2 男女平等教育の推進
- 3 男女の人権の尊重
- 4 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 男女共同参画の環境づくり

- 1 政策・方針決定への参画推進
- 2 男女がともに働きやすい環境づくり
- 3 ともに支えあう地域社会づくり
- 4 健康で自立した生活の支援

基本目標Ⅲ 男女共同参画推進の体制づくり

- 1 市民と行政の協働体制の強化
- 2 庁内推進体制の充実・強化

基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力のない社会づくり

- 1 暴力を許さない社会づくりの推進
- 2 安心して相談できる体制づくり
- 3 DV対策の充実・強化

吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画